

付託議案の取り扱いに関する理事会決定事項

1. 修正案等について

- 予算案に対し、修正案・組み替え動議を提出予定の会派、または、無所属委員は、全体会での質疑を行う 9 月 29 日（月）の午後 5 時まで、あるいは、全体会の散会時刻が午後 4 時を過ぎた場合は、全体会散会后 1 時間以内に事務局へ提出する。
- 修正案等が提出された場合は、9 月 30 日（火）の討論・採決の日の午前 9 時から会派控室に配付するとともに、議会会議システムに配架する。